



虐待による影響
 虐待は下図の4つに定義され、虐待を受けた子どもは「落ち着いて話を聞けない」「約束を守れない」「感情をうまく表せない」など行動問題のリスクが高まります。最新の研究では、暴言や暴力によって脳が傷つくということも分かっています。
 しつけと虐待は異なります。「子どものため」といったつもりでも、子どもが耐え難い苦痛を感じ、子どもの健やかな発育・発達が阻害されれば、それは虐待です。児童虐待であるかは、保護者の立場ではなく、子どもの立場で判断することが大切です。

●**身体的虐待**

殴る、蹴る、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、戸外に締め出す など

●**ネグレクト**

食事を与えない、家に閉じ込める、車の中に放置する など

●**心理的虐待**

「お前はダメな子」などの暴言、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

●**性的虐待**

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

児童虐待の定義



子育て支援課 (TEL) 049・262・9034

虐待をしない、させないために



身近に起こりやすい 児童虐待

何度言っても言うことを聞かないので、「しつけ」として子どもを叩く (身体的虐待)



子どもの前で夫婦喧嘩をする (心理的虐待)



小さな子どもだけで留守番をさせる (ネグレクト)



家族などの世話をするために学校を早退させるなど子どもの生活に支障がでている (ヤングケアラー)



※ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話を日常的に行っている子どもをいいます。ネグレクトや心理的虐待を受けている可能性のある子どもがいます。

11月は、児童虐待防止月間です。
 保護者（親または親に代わる養育者）が子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に深刻な影響を与える人権侵害である児童虐待を防止しましょう。

増え続ける児童虐待

令和3年度に全国の児童相談所が児童虐待の相談として対応をした件数は、20万7659件（速報値）でした。過去最多を更新し、統計が開始された平成2年度から毎年増加しています。ふじみ野市を管轄している川越児童相談所でも、児童虐待の相談件数は同様に増加し、令和3年度は2776件で、令和元年度から約400件も増加しています。心理的虐待による相談件数の増加が主な原因ですが、虐待相談窓口が周知されてきたことも要因と考えられます。

この状況に対応するため、子育て支援課、保健センター、保育園、幼稚園、小・中学校などの関係機関と連携し、虐待の早期発見・早期対応に努めています。

虐待が起こる背景

保護者が虐待を起こす背景としては、次の5つが考えられますが、原因は一つではなく、さまざまな要因が重なり、虐待を引き起こされます。

- ① 保護者が子ども時代に大人から愛情を受けていない
- ② 保護者のストレス（経済的不安や夫婦関係の不和、DV、育児負担など）が積み重なり危機的な状況にある
- ③ 家庭が社会的に孤立し、支援者がいない
- ④ 保護者が病气、障がい、体調不良などにより養育力が低下している
- ⑤ 保護者にとって意にそわない子（望まぬ妊娠、愛着形成障害、育てにくい子など）である

体罰などによらない子育てのポイント

①子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう。

相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験が大切です。「言うことを聞かない」にもいろいろあります。

②成長に応じたケアを考え対応しましょう。

子どもの成長は十人十色です。
子どもの年齢、成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。

③状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう。

子どもの触れられる場所に危ないものを置かないように気を付けるなど、叱らない環境づくりを心がけましょう。

④注意の方向を変え、やる気に働きかけてみましょう。

子どもは、すぐに気持ちを切り替えられません。時間を置いたり、場面を切り替えたりしましょう。

⑤肯定文で、具体的に、穏やかに、より近づいて伝えましょう。

子どもに伝わりやすくなり、一緒に行うことでやり方を示したり教えたりできます。

⑥良いこと、できていることを具体的に褒めましょう。

子どもの良い態度や行動を褒めることで子どもの自己肯定感を育みます。



「虐待かも」と思ったら――

子どもを守るためには早期発見が必要です。
一人で「児童虐待かもしれない」といった不安を抱えずに、ご連絡ください。
匿名でも構いません。秘密は守られます。

24時間対応
年中無休

全国共通ダイヤル

(お近くの児童相談所につながります)

いち はや く
TEL 189

※通話料無料。

その他の通報・相談窓口（緊急の場合は迷わず110番）

相談機関	電話番号	受付時間
川越児童相談所	TEL 049・223・4152	月～金曜日 午前8時30分～午後6時15分 (祝日・年末年始を除く)
県虐待通報ダイヤル	TEL #7171 (048・762・7533)	24時間対応
市子ども家庭総合支援拠点 (子育て支援課内)	TEL 049・262・9034	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始を除く)

不安や悩みを相談

子育ては、とても大変なことです。故意に子どもを叩いたり、怒鳴ったりする保護者はいません。子育ての大変さを一人で抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、家庭児童相談室にご相談ください。困ってから相談しようと思っても、その気力がなくなってしまうこともあります。子育て支援センターや児童センターなどに足を運ぶなど普段から相談やお話をしましょう。



子どもたちの問題解決のために相談や支援を行う
家庭児童相談員にお話を伺いました。

家庭児童相談室では、18歳未満の子どもを対象に発達・言葉の遅れ、学校の友人関係などの子どもに関するさまざまな心配事や悩み、家庭環境の相談を受け、一緒に解決方法を考え、よりよいサポートや援助をしています。

児童発育・発達支援センターや医療機関、学校などの関係機関と連携し、心理的ケアが必要な保護者や不登校の子ども、子どもとのコミュニケーションがうまくとれない人など幅広く相談を受けてサポートしています。

相談は関係づくり

家庭の中に緊張感があるため子どもが家で安らげない、それが原因で落ち着きがないなどの家庭や子育てに関する悩みの背景は、一度の相談では分からないことがあります。相談を進めていくことで、保護者自身も

子どもと一緒に成長

付きがあったり、気持ちの整理ができたりします。いつでも気軽に相談してもらえようような信頼関係をつくることを大切にしています。

感情的に叱るといったことから始まる虐待を防ぐには、虐待としつけの違いや虐待の影響を知ること、保護者のストレス解消などが必要です。叱り方や虐待の脳への影響などを知らずに、虐待をしてしまっているケースもあります。

ご相談ください

親も子どもと一緒に成長し、学んでいくものです。市が実施するペアレントプログラムに参加すると、子どもへの関わり方やストレス軽減方法などを学べます。

家庭児童相談室(子育て支援課内)

電話か面接(要予約)で相談ください。
所在地 福岡1・1・1(市役所本庁舎2階)
相談時間 平日午前9時～正午、午後1時～5時(受付は午後4時まで)
TEL 049・262・9034
✉ jido@city.fujimino.saitama.jp

りの走り方や向き合い方を見つけ、困ったときは、水分補給や休憩として家庭児童相談室などに相談してみませんか。



熊木 しづ子さん
(家庭児童相談員)